⑬　参考資料

（別紙１）

制度設計の全体像

１．米の直接支払交付金

○　米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

２．日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

○　農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
○　26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
○　国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払※
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/　480円
草地（都府県/道）	250円/　130円	240円/　120円

※　現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。

○　５年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
○　中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

３．経営所得安定対策

（１）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
○　諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
　なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
○　単価については、別表（P.37）のとおり。

（２）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
○　農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
○　対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

○　なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の５割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
○　中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4．食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

○　食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
（飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。（別図（P.37）参照））

○　地域の裁量で活用可能な交付金（産地交付金（仮称））により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
（飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約（３年間）の取組に対し、1.2万円/10aを交付。）

※１　麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※２　そば・なたねについては、産地交付金（仮称）からの交付に変更することとする。

5．米政策の見直し

○　需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
　こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

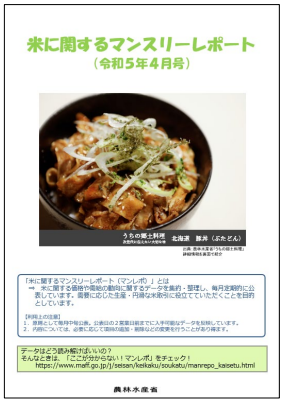
6．米価変動補填交付金

○　米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

「米に関するマンスリーレポート」による情報提供

○ 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、「米に関するマンスリーレポート」を毎月発行。

○ 産地別の需給・価格・販売進捗・在庫等の基本的な情報の提供に加えて、事前契約の状況や中食・外食事業者の仕入状況等の動向を公表。（本編 約80ページ、資料編 約70ページ）



「米に関するマンスリーレポート」目次

■ 特集記事

1 米の民間在庫情報

2 米の価格情報

3 米の契約・販売情報

4 消費の動向

5 輸出入の動向

6 主食用米以外の情報

※ 別冊の資料編には、より詳細なデータや過去の実績を掲載しているほか、麦・大豆などの価格情報についても掲載。

1 米の民間在庫情報

○ **産地別民間在庫量の推移**

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を毎月調査・公表

（北海道から秋田）　（単位：千玄米トン）

		4年7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	出荷＋販売段階	158.7	125.1	198.5	314.0	331.4	341.9
	4年産米			104.0	232.8	263.6	285.5
	1年古米（3年産）	139.1	107.3	78.9	69.2	57.4	47.8
	出荷段階	134.6	105.1	173.4	265.5	282.3	283.2
	4年産米			92.1	199.2	225.5	237.0
	1年古米（3年産）	118.2	89.9	67.9	56.2	47.9	39.0
	販売段階	24.1	20.0	25.1	48.5	49.1	58.6
	4年産米			11.9	33.7	38.1	48.5
	1年古米（3年産）	20.9	17.4	11.1	13.1	9.5	8.8

（山形から埼玉）　（単位：千玄米トン）

		4年7月	8月	9月	10月	11月	12月
山形	出荷＋販売段階	92.2	70.8	82.3	175.8	190.5	198.5
	4年産米		0.0	29.9	135.0	157.9	173.3
	1年古米（3年産）	88.3	67.4	49.3	38.3	30.5	23.7
	出荷段階	81.2	60.8	72.5	160.4	174.6	181.2
	4年産米			28.8	126.6	148.2	161.7
	1年古米（3年産）	79.2	59.0	42.1	32.3	25.1	18.5
	販売段階	11.0	10.0	9.7	15.4	15.9	17.2
	4年産米		0.0	1.2	8.4	9.7	11.6
	1年古米（3年産）	9.2	8.4	7.3	6.0	5.5	5.1

2 米の価格情報

○ **相対取引価格・数量**

全国120産地品種銘柄の相対取引価格・数量を毎月調査・公表

（単位：円／玄米60kg税込、玄米トン）

産地	品種銘柄	4年産米 令和5年1月 価格 ①	数量 ②	月別価格 4年産米（4年12月） ③	対前月比 ①/③	対前年同月比 ①/④	3年産米（4年1月） ④	年度平均価格 4年産米 出回り～5年1月 ⑤	3年産米（4年1月） ⑥	対前年比 ⑤/⑥	取引数量 4年産米（4年12月） ⑦	対前月比 ②/⑦	3年産米（4年1月） ⑧	取引数量 累計 4年産米 出回り～5年1月 ⑨	3年産米 出回り～4年1月 ⑩	対前年同期比 ⑨/⑩
北海道	ななつぼし	14,184	11,700	13,795	103%	110%	12,824	13,778	12,687	109%	17,679	67%	13%	8,838	65,325	61,143	107%
北海道	ゆめぴりか	15,009	8,004	15,852	98%	97%	16,068	15,773	15,451	102%	9,218	90%	178%	4,706	34,915	27,262	128%
北海道	きらら397	13,786	740	13,791	100%	112%	12,315	13,803	11,955	114%	1,529	49%	101%	739	4,540	5,300	86%
青森	まっしぐら	12,770	22,662	12,659	101%	112%	11,396	12,769	10,770	119%	3,551	638%	633%	3,578	33,452	34,559	97%
青森	つがるロマン	10,610	8,122	12,682	107%	123%	11,015	13,102	11,315	116%	1,621	193%	424%	739	6,874	7,028	98%

※ 価格については、相対取引価格のほか、小売価格（POSデータ）やスポット取引価格などを掲載

3 米の契約・販売情報

○ **産地別契約・販売状況**

各産地及び全国120産地品種銘柄の集荷・契約・販売状況を毎月調査・公表

集荷・契約・販売数量（北海道から静岡まで）　（単位：千玄米トン）

	作況指数	集荷数量 ①	契約数量 ②	販売数量 ③	参考：前年同月比（3年産の同時期との比較） 集荷数量	契約数量	販売数量
北海道	106	287.8	208.2	83.0	85%	89%	100%
ななつぼし		134.5	110.8	42.8	81%	93%	101%
ゆめぴりか		90.8	51.3	19.6	102%	84%	105%
きらら397		20.9	15.8	2.4	63%	85%	75%
青森	99	101.2	73.3	15.0	87%	96%	79%
まっしぐら		76.0	53.8	7.5	83%	93%	68%
つがるロマン		12.4	8.9	2.8	87%	89%	72%

4 消費の動向

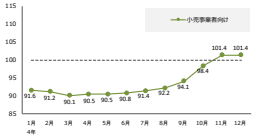
○ **仕向先別の販売価格・数量**

米の販売事業者に対し、小売、中食・外食事業者等別の精米の販売数量・価格の動向を毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

	4年1月	2月	3月
小売事業者向け	97%	95%	99%
（※令和元年との比較）	(105%)	(102%)	(103%)
中食・外食事業者等向け	105%	101%	101%
（※令和元年との比較）	(90%)	(88%)	(92%)
販売数量計	101%	98%	100%
（※令和元年との比較）	(97%)	(95%)	(98%)

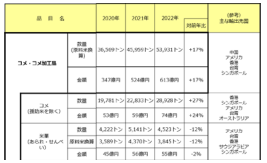
販売価格の動向（前年同月比）



5 輸出入の動向

○ **コメ・コメ加工品の輸出実績の推移**

コメ・コメ加工品の品目別、国別の輸出数量・金額を毎月公表



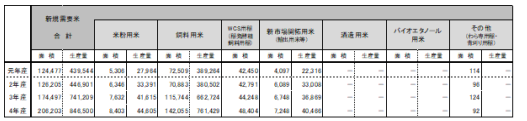
	2020年 数量	2020年 金額	2021年 数量	2021年 金額	2022年 数量	2022年 金額
	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円
輸出合計	19,781 (+14%)	5,315 (+15%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	28,928 (+27%)	7,382 (+24%)
香港	6,978	1,796	8,938	2,118	9,880 (+11%)	2,344 (+11%)
シンガポール	3,696	785	4,972	1,025	5,742 (+15%)	1,201 (+17%)
アメリカ	1,989	565	2,244	625	4,459 (+99%)	1,169 (+87%)

6 主食用米以外の情報

○ **加工用米及び新規需要米等の生産状況**

加工用米の生産量、新規需要米の用途別作付・生産状況の推移を公表

	うち米	もち米	合計	（参考）全国流通	（参考）地域流通
令和元年産	203,740	49,186	252,926	100,798	155,741
2年産	194,452	48,736	243,188	97,543	150,309
3年産	195,333	66,867	262,200	98,608	163,792
4年産	204,104	71,551	275,654	101,576	174,078



令和８年産米に向けた需給状況等の情報提供の取組について (令和７年９月１日から令和８年８月31日まで)

○ 昨年９月以降、全国段階の情報交換会を開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。

○ また、産地ごとの意見交換（キャラバン）を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やＪＡ以外の幅広い集荷業者等に対してもキャラバンを実施。

全国段階の情報交換会

① R7.9.25 （参加者約780名）
② R7.11.6 （参加者約900名）
③ R8.1.14 （参加者約950名）
④ R8.3.27 （参加者約400名）
⑤ R8.5.21 （参加者約950名）
⑥ R8.7.29 （参加者約800名）

産地ごとの意見交換（キャラバン）

【本省対応】

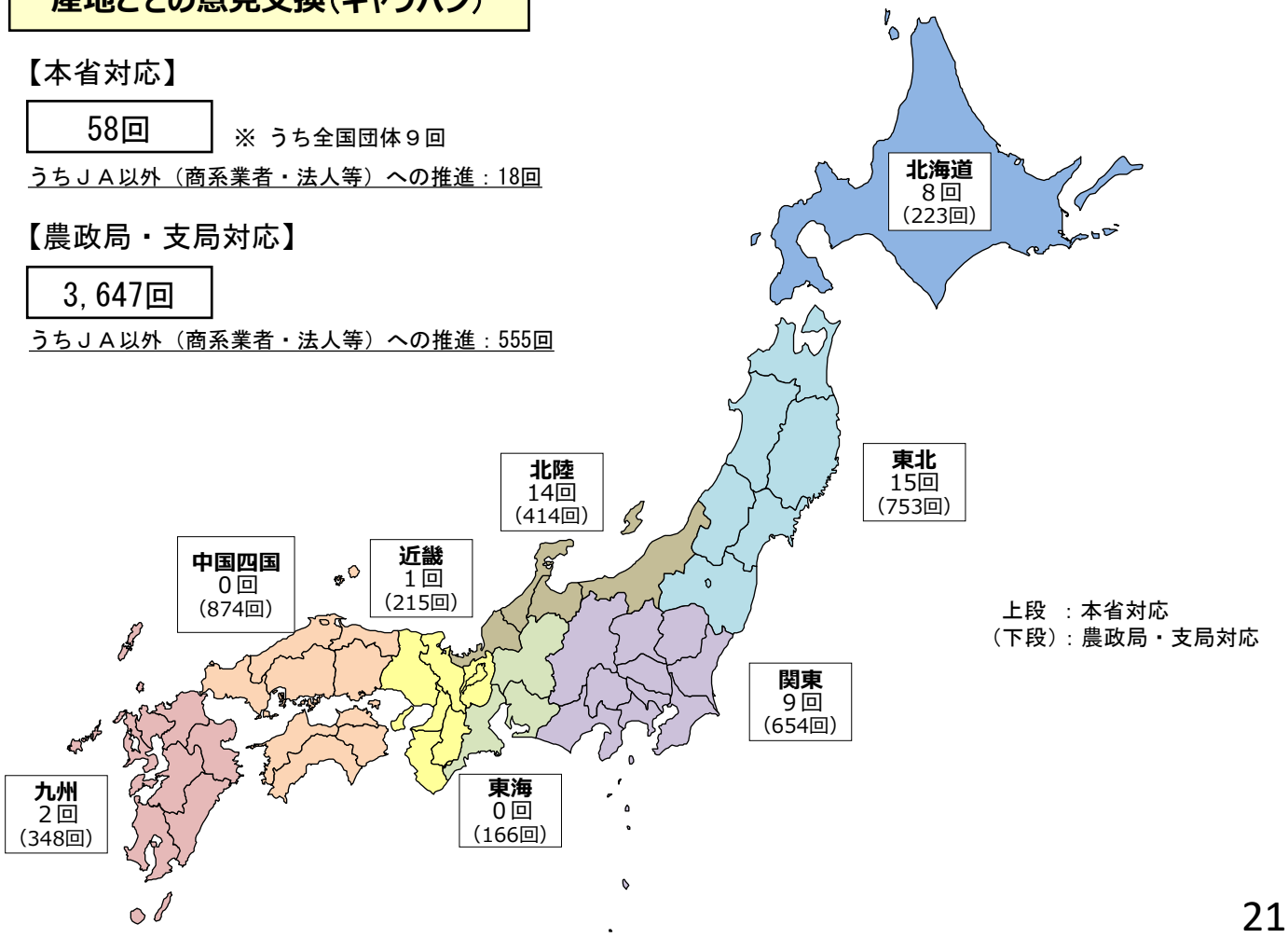
58回 ※ うち全国団体９回

うちＪＡ以外（商系業者・法人等）への推進：18回

【農政局・支局対応】

3,647回

うちＪＡ以外（商系業者・法人等）への推進：555回



食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

○ 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
○ また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
○ **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案については、令和７年中の国会提出を視野に法制化を検討。**

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）	・関係者の協議による**コスト指標づくりを推進**しつつ、持続的な食料供給に必要な**合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化** ・食料システムの持続性の確保に向けた**食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）**等	**令和７年中の法案国会提出**
人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）	・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、**申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化** ・末端インフラの適切な保全のため、**土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進** ・災害リスクの増大に対応するため、**緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加**等	**令和７年中の法案国会提出**
環境負荷低減の取組推進	・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、**環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施**（令和６年度から試行実施中） ・更に**先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設**（令和９年度以降を想定） ・消費者理解醸成に向けた**環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジット**による民間資金の活用　等	・**令和６年～クロスコンプライアンス実施** ・**令和９年目途環境関係の交付金の在り方見直し**

令和６年通常国会に法案を提出

法案の成立状況を踏まえて対応

食料供給困難事態への対応	・民間在庫を含めた**国の潜在的な食料供給確保量の把握** ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた**総合的な備蓄方針の明確化** ・具体的な局面を想定した**食料供給困難事態の対処方針の明確化**　等	**令和７年中 国の基本方針策定**
人・農地の確保	・令和７年３月末までの各地における**地域計画の策定** ・地域計画を踏まえた**担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備** ・令和７年中に、**食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化**　等	・**令和７年３月末まで地域計画の策定** ・**令和７年中 国の基本指針策定**
スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	・令和６年中に、**スマート農業技術の重点開発目標の設定**（基本方針の策定） ・農研機構の施設供用等を通じた**スタートアップ支援** ・リース方式、サービス事業体等を通じた**スマート農業機械の普及**と、生産現場での**栽培方式等の変革促進**　等	**令和６年中 国の基本方針策定**

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

※食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第７回）資料2

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和６年６月５日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。**

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給
└ **国内の農業生産の増大**

農業の持続的な発展

目標
○**食料自給率**
（・摂取ベース：53%
・国際基準準拠：45%）
＋
安定的な輸入の確保
＋
備蓄の確保

食料自給力の確保
（農地、人、技術、生産資材）

目標
○**農地の確保**
（農地面積：412万ha）

○サスティナブルな農業構造
（**49歳以下の担い手数**：
現在の水準
（2023年：4.8万）を維持）

○**生産性の向上**
（労働生産性・土地生産性）
（・１経営体当たり生産量：1.8倍
・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比））

輸出の促進
（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

目標
○農林水産物・食品の**輸出額**
（輸出額：５兆円）

➢農地総量の確保、サスティナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

○**水田政策を令和９年度から根本的に見直し**、
水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を
作物ごとの生産性向上等への支援へと転換

○**コメ輸出**の更なる拡大に向け、
低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、
海外における需要拡大を推進

○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、
農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、
農地・水を確保するとともに、
地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進

○**サスティナブルな農業構造の構築**のため、
親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保

○**生産コストの低減**を図るため、
農地の大区画化、情報通信環境の整備、
スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、
品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進

○**生産資材**の安定的な供給を確保するため、
国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、
国産飼料への転換を推進

➢輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、
輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進

○**食品産業の海外展開**及び**インバウンドによる食関連消費の拡大**
による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、農業者の「所得を向上」

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

食料安全保障の確保

- 食料の安定的な供給
  - 食品産業の発展
  - 合理的な価格形成
- 国民一人一人が入手できる
  - 物理的アクセス＋ 経済的アクセス＋不測時のアクセス

➢食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保

○原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等**食品等の持続的な供給のための取組を促進**

○コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での**合理的な費用を考慮した価格形成**の推進

○**ラストワンマイル物流の確保**、未利用食品の**出し手・受け手のマッチング**、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

○**温室効果ガス**削減量（2013年度比）
（削減量：1,176万t-CO_2）

多面的機能の発揮

➢「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

○GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する**「みどりGX推進プラン(仮称)」**、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進

○バイオマス・再生可能エネルギー利用等の**農林漁業循環経済の取組を促進**

○多様な者の参画等を得つつ、**共同活動を行う組織の体制の強化**により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

農村の振興

- 農業生産の基盤の整備･保全
- 地域の共同活動の促進
- 農村との関わりを持つ者の増加
  - 機会の創出＋経済面の取組＋生活面の取組

目標

○**農村関係人口**の拡大が見られた市町村数
（市町村数：630）

○農村地域において創出された**付加価値額**
（付加価値額：22兆円）

- 中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➢地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、「きめ細やかな中山間地域等の振興」

○2025年夏を目途に**「地方みらい共創戦略」**を策定し、**「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」**の下、**官民共創**の仕組みを活用した、地域内外の**民間企業の参画促進**や地域と企業の新たな結合等により、**関係人口の増加を図り、楽しい農村**を創出

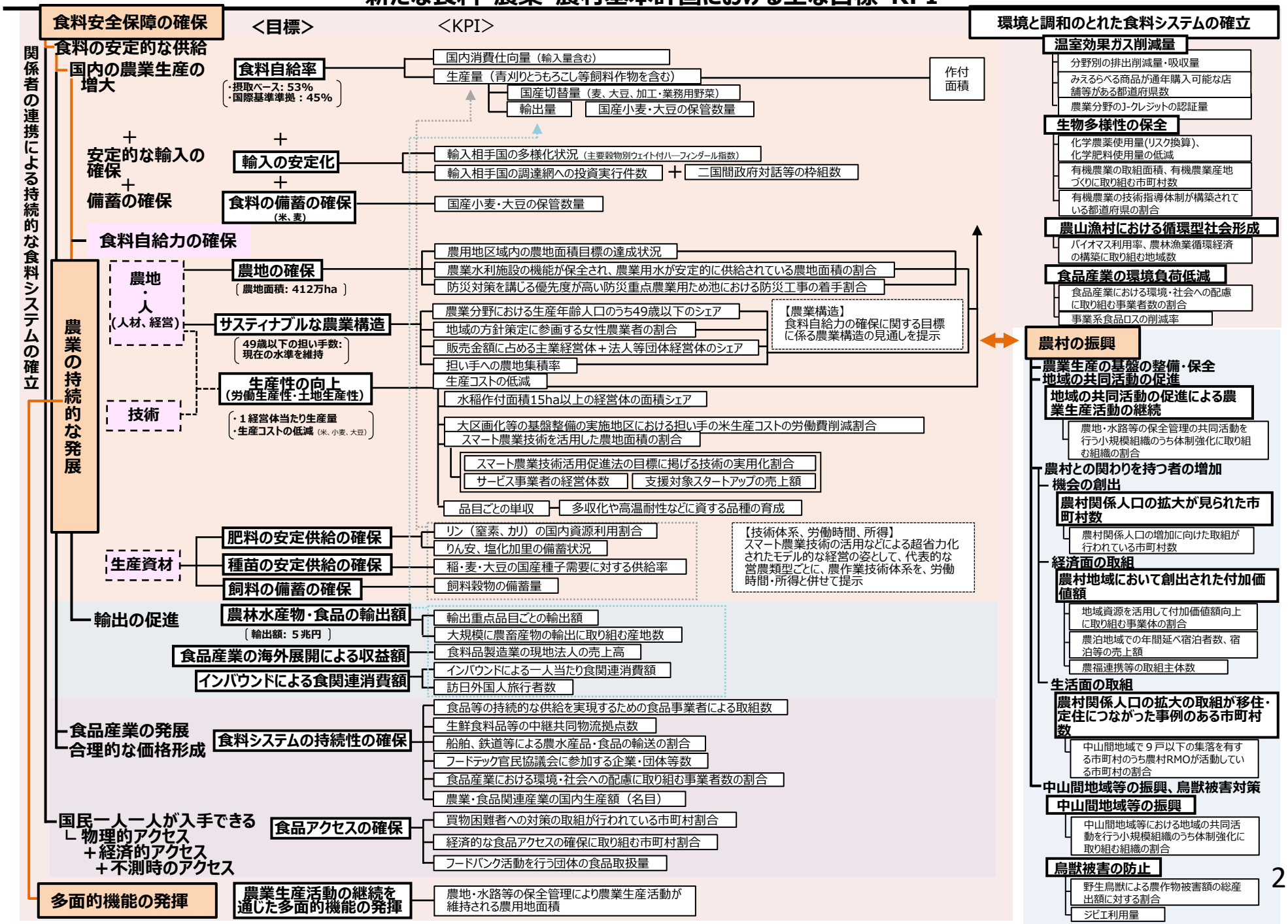
○**所得向上**や**雇用創出**のため、**農泊**や**農福連携**等、地域資源をフル活用し付加価値のある**内発型新事業**を創出

○**生活の利便性**確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の**生活インフラ**等を確保

○**中山間地域等の振興**のため、**農村RMO**の立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、**地域課題に対応**したスマート農業技術の開発・導入、**地域の特色を活かした農業で稼ぐ**ための取組を支援

国民理解の醸成　○農業等に対する**消費者の更なる理解**や実際の**行動変容**につなげるため、**食育**等を推進

新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI



食料・農業・農村基本計画　目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧（米部分抜粋）

【令和7年4月11日閣議決定】

	目標（2030年（年度））	KPI（2030年（年度））	
国内の食料供給			
	○食料の備蓄の確保		
食料自給力の確保			
	生産性の向上（労働生産性・土地生産性）		
	○生産コストの低減	米：（15ha以上の経営体） 11,350円/60kg（2023年） →9,500円/60kg	・生産コストの低減 米：（全体）　15,944円/60kg(2023年) → 13,000円/60kg
			・水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア：約3割（2020年）→5割
			・大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合：6割削減(現状比)
			・品目ごとの単収：別表1

別表1　品目ごとの国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積

	国内消費仕向量（万トン） 1人・1年当たり消費量 （kg/人・年）		生産量 （万トン）		うち 輸出量 （万トン）		単収 （kg/10a）		作付面積 （万ha）	
	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）
米	824 （51.1）	777 （50.6）	791	818	4.4	39.6	535	570※3	148	144

※2　米の輸出量は玄米換算。
※3　米の単収（2030年）は、主食用：555kg/10a、新市場開拓用：628kg/10a、米粉用：616kg/10a、飼料用：720kg/10a。

別表2　輸出品目ごとの輸出額

	2024年実績	2030年目標
米・パックご飯・米粉及び米粉製品	136億円	922億円

第４　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅰ　我が国の食料供給

１　国内の食料供給

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

（※　現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。）

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

（２）土地利用型作物（米、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物）

国内生産の増大に資するよう、産地の持続性を確保するための高温対策、輪作体系の確立など、それぞれの品目の特性に合った対応を進めるとともに農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等による単収の向上等を通じて、生産性の抜本的な向上を推進する。

①　米

ア 消費

米の消費は、食生活の多様化、高齢化による摂取熱量の減少や、中高年層における米消費量の減少等を背景に、長期的に減少傾向で推移しており、2023 年度の１人当たり年間消費量は51.1kg となっている。近年、１人当たり消費量の減少度合いが緩やかになっているが、人口減少効果が加わることで、マクロでは年10 万トン程度の主食用米の国内需要の減少が続いており、今後もこの傾向が続くことが見込まれる。一方、訪日外客数の増加に伴いインバウンド需要の増加が見られるほか、グルテンフリーなどの食スタイルの広がりもあり、米粉の特徴を活かした商品開発の取組等により、米粉の需要量は増加傾向で推移している。

このような状況の中、主食用米については、食の簡便化志向、健康意識の変化やインバウンド需要を含む中食・外食ニーズへの対応等を通じて需要開拓を図る必要がある。また、米粉については、家庭や飲食店における認知度は高まっているものの、更に市場規模を拡大するためには、活用方法の開発・普及が必要である。

このため、食生活や意識の変化に対応し、学校給食やその他の食育の場において、食べ方や健康に関わる知識等の普及を図る。また、米粉の特徴を活かした新商品・メニューの開発、活用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大を通じ、新たな需要の創出を図る。

イ 生産

（ｉ）総論

水稲は規模拡大により生産コスト削減効果が図られる典型的な作物であり、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消やスマート農業技術等による省力化栽培技術等の開発・普及等により、単位面積当たり労働時間は低下してきているものの、近年の肥料・農薬等の物財費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている状況にある。

農業者が減少する中においても、需要に応じた生産を推進し、主食である米の需給と価格の安定を図るためには、生産コストの抜本的な低減とともに、中食・外食ニーズへの対応等により所得の確保・向上が必要である。また、近年の気候変動に伴う高温障害等の抑制も課題である。

このため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組を進める。また、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による生産コスト低減等を推進するとともに、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及を進める。

さらに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等実需者と生産者との結び付きの強化を図ること等を通じて、新たな需要への供給力強化等を図る。

（ⅱ）米粉等の多様な用途に係る対応

米需要拡大を目指すためにも米粉用米の作付けを拡大することは重要である。米粉用米は、パンや麺等への利用により、年々需要が増加する傾向にあるものの、生産規模が小さく、米粉や米粉製品の製造に係る設備投資のハードルが高い状況にある。そのため、米粉の生産コストの低減や米粉の加工に適した品種の普及を進める必要がある。また、飼料用米は、多収品種（専用品種）の作付割合が2024 年度に７割を超え、品種転換が進んでいるが、生産・流通コストの更なる削減を進める必要がある。

このため、米粉用米については、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等によりコスト低減とこれによる更なる需要拡大を図る。また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図る。

（ⅲ）環境負荷の低減に向けた対応

我が国の温室効果ガス排出量に占める農林水産分野からの排出量の割合は小さい（約４％、2022 年度）ものの、水稲栽培からのメタン排出は、その約27%（2022 年度）を占めていることから、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の観点から、削減を進める必要がある。また、水稲の有機栽培は、化学肥料や化学農薬を使用しないことを基本とすることで環境負荷の低減に資するものであり、その拡大が必要である中、水稲は他品目に比べて有機栽培技術の体系化が進んでおり、有機米のJAS 格付け数量は増加傾向にあるが、その一方、有機栽培技術の普及や、有機栽培への移行期の単収が低く不安定といった課題がある。

このため、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J-クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組やその他のメタン削減技術の開発・利用を進める。また、水稲の有機栽培について、技術の普及に向けた指導体制の構築や自動抑草ロボット、乗用型除草機等を活用した省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を進めるとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。

ウ 輸出

「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」については「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和５年12 月改訂）における輸出重点品目として、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57 号）に基づく認定品目団体等と連携した戦略的なプロモーションのほか、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例に関する情報提供等を実施している。また、2023 年末時点で、年間1,000 トン超の輸出を目標とする「モデル輸出産地」は30 産地となっており、多収品種の導入や作期分散等、生産・流通コスト低減に資する取組への支援等を通じて、輸出向けを含む新市場開拓用米の生産拡大を推進している。

こうした取組により、輸出は近年、年率10%を上回る増加が続いており、特に2024 年の輸出量は前年比22%増（原料米換算：4.6 万トン）と大きく増加したところであり、今後も増加が見込まれる。一方で、海外での米・米加工品の更なる需要開拓を図るには、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応が必要となるが、輸出米の生産費の採算ライン（約9,500 円/60kg（輸出業者からの聴き取り））に対し、現在、国内農家の平均生産コストは約16,000 円/60kg であり、米の生産コストの低減が最も大きな課題となっている。

このため、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha 以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯圃の解消

農地の大区画化（１ha 以上の団地の農地を新たに整備）

品種改良、多収量品種の作付け拡大

大区画化を活かしたスマート農業技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上）

上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を30 産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができるという特性を最大限訴求し、輸出拡大を図る。

こうした施策の総動員により、輸出重点品目である「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3 万トン（原料米換算）の輸出量の達成を目指す。

エ 流通

米の流通ルートは、生産者から農協等集荷業者、卸売業者（精米業者）、小売・実需が基本であるが、生産者による直接販売の割合が近年増加するなど、多種多様な流通ルートが存在している。また、産地銘柄ごとの需給や品質を踏まえ、主に相対での取引・価格形成が行われている。

令和６年の端境期以降、集荷業者間の競争によりスーパー等への流通を担っている大手集荷業者等の集荷量が減少し、主食用米の円滑な流通に支障が生じたことから、よりきめ細やかな情報発信や産地との密な意見交換を通じて需要に応じた生産を推進していくほか、流通の目詰まりへの対応として、備蓄米の買戻し条件付き売渡しを実施したところであり、生産・流通の状況に対応しながら、引き続き円滑な流通の確保に向けて取り組んでいく。

こうした中、豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大を推進しているが、米は需給緩和基調が続いてきたことから、集荷業者の仕入計画数量に占める播種前契約（複数年契約を含む。）の割合は31%（2024 年産）と伸び悩んでおり、産地と卸・実需が長期・安定的に結び付く取引慣行の定着を図る必要がある。

このため、引き続き米の需給に関するきめ細やかな情報発信を通じて、米の需要に応じた生産・販売及び流通の円滑化を図ることに加え、2024 年の端境期以降に生じた事態が今後生じないよう、当該事態への対応や需給見通しの在り方について検証を行っていくとともに、農業者の経営安定のため、事前契約による生産者と実需者との結び付きを強化し、播種前契約や複数年契約への転換を図る。また、産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフト等、低コスト化や物流効率の改善につながる取組を推進する。

また、将来にわたって米の安定供給が確保できるよう、水田政策の見直しと併せて、令和９年度以降の総合的な備蓄の構築に向け検討を進める。